

## 教育実習について

- 教育実習は、4年次に各自の実習校で行います。
- 教育実習を履修するためには、3年次終了時までには教育実習履修資格単位数を修得する必要があります。(下記※参照)
- 教育実習に関する手続きの詳細は、その都度掲示により指示するので注意してください。(3年次の4月頃から様々な手続きが必要になります。)

### ※教育実習履修資格

4年次に進級していること。

3年次終了時まで以下を満たし、計16単位以上修得すること。

教職の意義等に関する科目……………2単位

教育の基礎理論に関する科目……………2単位以上

教育課程及び指導法に関する科目……………4単位以上(うち2単位は各教科の指導法)

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目……………4単位

## (2) 各種資格

### 電気主任技術者(電気事業主任技術者資格検定規則第7条の2)

電気通信系学科電気電子工学コースの卒業生で在学中に下記単位を修得した者は、実務経験年数により電気主任技術者の資格が申請により得られます。資格認定に必要な科目及び単位数は以下のとおりです。(主務官庁 経済産業省)

授 業 科 目	必要単位数	
☆電磁気学Ⅱ,Ⅲ ※電磁気学Ⅰ 電子回路学Ⅰ,ⅡA,ⅡB	☆電気回路学Ⅰ ☆電子計測 ※電気回路学Ⅱ,Ⅲ 電子物性工学Ⅱ	17単位以上
☆電力系統工学Ⅰ ☆電気法規・施設管理 電力系統工学Ⅱ	☆電力発生工学 電気電子材料学	8単位以上
☆電気機器学ⅠまたはⅡ ☆パワーエレクトロニクス 情報理論 通信工学	☆制御工学ⅠまたはⅡ 半導体工学 論理回路	10単位以上
☆電気電子工学実験Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ		6単位
☆電気設計学		2単位

☆印：当該学科において、電気主任技術者の資格申請のために必ず履修しなければならない科目

※印：当該学科において履修を強く推奨する選択科目

### 安全管理者(労働安全衛生規則第5条)

工学部卒業生で2年以上産業安全の実務経験がある者は、厚生労働大臣の定める研修を修了後安全管理者に就任できます。(主務官庁 厚生労働省)

### エネルギー管理士(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第2・5条)

エネルギーの使用の合理化に関する実務に3年以上従事後、エネルギー管理研修を受けて免状を受けることができます。(主務官庁 経済産業省)

### ボイラー取扱主任者(ボイラーおよび圧力容器安全規則第101条)

卒業生で在学中にボイラーに関する学科を修得した者で、卒業後ボイラーの取扱いについて

2年以上の実地研修を経た者は、特級ボイラー技士試験を受験できます。

また1年以上の実地研修を経た者は、一級ボイラー技士試験を受験できます。

(主務官庁 厚生労働省)

#### 危険物取扱者（消防法第13条の3）

下記に該当する者は、甲種危険物取扱者試験を受験できます。

①化学に関する学科を卒業した者

②化学に関する授業科目を通算して15単位以上履修した者

(主務官庁 各都道府県)

#### 毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第8条）

化学生命系学科の卒業生は、毒物劇物取扱責任者に就任できます。

(主務官庁 厚生労働省)

#### 安全衛生特別教育（産業用ロボットの教示等の業務に係わる安全衛生）修了認定

(安全衛生教育規程第18条に準拠した教育)

機械システム系学科の学生で、在学中に所定の単位を修得した者は、安全衛生教育を修了したことが認定されます。

(主務官庁 厚生労働省)